

GCA FAS News

November 2014

Vol.3



Trusted Advisor For Client's Best Interest

GCA *Financial
Advisory
Services*

韓国への投資の留意点

【本号の内容】

1. はじめに
2. 投資時の留意点
3. 売却(投資回収)時の留意点
4. おわりに

GCA FAS 株式会社

パートナー 公認会計士・税理士 小林 正紀

1. はじめに

日本との経済交易規模が9兆円(2013年実績)に達する重要な貿易パートナー国である韓国には、これまで数多くの日本企業が進出しており、最近では、大企業だけでなく相当数の中堅企業もグリーンフィールド投資及びM&Aを通じて進出するようになってきました。また、進出企業は、製造業だけでなく医薬、金融業、サービス業など多くの産業に亘り、韓国に進出した日系企業数は約2,200社(外国人投資企業7,800社の29%)に達し、Seoul Japan Clubは駐韓米国商工会議所とともに、韓国内で最大規模の海外企業協議体として位置付けられています。これは、下記のような理由から韓国が依然として魅力的な市場と認識されているためと解されます。

- ✓ 外国人直接投資の自由化
- ✓ 優良なインフラ及び市場の透明性
- ✓ 豊富で優秀な人的資源と安い人件費
- ✓ 日本と類似した市場特性
- ✓ テストマーケットとしての有用性
- ✓ 日本に比べ低い法人税率(22%~24.2%)
- ✓ 日本企業の主要顧客に韓国の大企業が多い
- ✓ 米国、EU、ASEAN、インドなど日本の主要市場国と自由貿易協定(FTA)が締結されていることにより東北アジアの生産及び販売拠点としての活用度が高い

FTA 発効国	FTA 妥結国
米国、EU 28ヶ国、ASEAN 10ヶ国、インド、チリ、シンガポール、EFTA 4ヶ国、ペルー、トルコ	コロンビア、オーストラリア、カナダ

投資の際には、人事労務や税務の面で問題となることも多い

2. 投資時の留意点

韓国は、外国人投資に友好的であるだけでなく、投資手続及び関連制度も日本と類似しており、基本的には違和感がないと思われませんが、一部の制度において日本と異なる特性があるため、M&Aを検討する際は、この点に留意する必要があります。

(1) 投資対象会社に関する情報ソースの活用

韓国では、上場しているか否かにかかわらず、直前年度の資産規模が120億ウォン以上である場合(直前年度の資産規模が120億ウォン以下の場合でも、特定の要件を満たす場合)、外部監査人の監査を受けなければならない、当該監査報告書(上場企業などは事業報告書)が韓国金融監督院の電子公示システム(dart.fss.or.kr)に公示(韓国語)されます。当該監査報告書は、財務諸表だけでなく、簡易な株主情報及び明細並びに営業概況を把握することができるため、M&Aの初期検討に有用となります。

但し、依然として監査報告書のみで確認できる情報は限定的であり、かつ、韓国は日本のように企業別・産業別のデータベースが適切に構築されていないため、個別企業に関する詳細情報は、デューデリジェンスをしなければ把握が難しいのが実情です。また、監査済財務諸表も、中小規模のものは信頼性に劣る場合があるため、M&Aに際しては、必ずデューデリジェンス手続を通じて企業の財務情報、株主の支配構造などの情報を綿密に検討し、客観的に信頼性のある情報か否かの検証が必要です。

(2) 会計基準の適用及び税務関連

韓国は、日本より早く2011年にIFRSを導入しました。ただし、IFRSは総資産2兆ウォン以上の大企業、上場企業及び金融会社などに適用され、その他の一般の非上場会社には過去の韓国の会計基準(K-GAAP)とIFRSを折衷した一般企業会計基準が適用されるため、韓国企業のM&Aの際に対象会社の財務状況を検討するためには、適用された会計基準に対する理解が必要です。

また、韓国の法人税法上の除斥期間が5年であるため、個別企業に対する税務調査は通常5年周期で実施されます。一般的に、税務調査が実施される場合、既調査対象期間まで再調査の対象となるケースは多くはありませんが、税法上の除斥期間まで遡って課税できるという点を考慮すれば、買収対象会社に対して過去5年間の税務処理内容を確認する必要があるものと考えられます。

(3)労働組合関連

韓国では、かつて労働組合による頻繁な労働争議が企業価値を下落させる主な原因の一つとなっていました。その頻繁な労働争議の要因の一つに、外国人による企業買収に反対する労働争議がありました。最近では、外国資本の投資を受けた企業の増加により、外国資本受入れに対する友好的な雰囲気形成されたことや、外国資本の投資による企業維持及び成長可能性の増大が従業員にとっても有利だという共通認識が形成されたことで、労働組合もまた外国人投資、特に韓国企業と企業文化が類似している日本企業の投資は好意的に捉えられるようになってきており、労働争議の発生頻度は減っています。

しかしながら、買収対象企業に労働組合がある場合、労働組合がM&Aの過程に介入して雇用保障、賃金引き上げ及び慰労金支給などを要求してくる可能性があるため、デューデリジェンス段階で、労働組合と会社が締結した団体協約を把握するだけでなく、労働組合の意向分析など、事前準備を綿密に行う必要があります。

(4)その他人事労務関連の問題(通常賃金、休日勤務手当等)

近時、韓国では過去に認められていた労働慣行と異なる趣旨の判決が多数言い渡され、それらの争点に関して企業の金銭的負担が増えるものと予想されています。代表的なものが通常賃金、休日勤務手当、非正規職関連の問題です。

通常賃金は、法律上、労働者に支給される賃金のうち、超過勤務手当、休日勤務手当などを算定する基礎となる金額を意味します。2013年に出された大法院(日本の最高裁判所に相当)判決では、これまで一般的に通常賃金の算定に含まなかった定期賞与を、一定の要件を満たした場合には通常賃金の算定に含めなければならないと判示しました。判決に従えば、実質的な賃上げはなされていないにもかかわらず、通常賃金の算定額が増加することになり、通常賃金を基礎とした各種手当の金額も自動的に増加することになります。したがって、多くの韓国内の企業において追加的な費用(過去の未払い分を含む)を負担する可能性が高まっており、実際にこれは労働組合との賃金交渉において主な争点になっています。

また、韓国の勤労基準法上、休日勤務に対しては通常賃金の50%を休日勤務手当に上乗せして支給するように規定していますが、最近では、休日勤務は延長勤務の一環であるという点を考慮して、休日勤務手当のほかに延長勤務手当(通常賃金の50%)も上乗せ支給することの必要性について裁判上の争点となっています。これについては、最近、高等法院(日本の高等裁判所に相当)でこのような重複的適用を認められた判決が下されており、現在、大法院の判決を待っている状況です。

このほかにも、非正規職者は一定の条件が満たされれば自動的に正規職に転換されるなど、労働関連の規制強化が投資家に大きな金銭的影響を及ぼし得るため、韓国投資にあたっては、関連規制の内容及び発生し得る潜在的な影響を綿密に検討する必要があります。

(5) LBO 方式の制限

対象会社を取得する過程で、SPC を設立して当該 SPC が借入をした後、対象会社の資産を債権者に担保として提供する LBO (Leverage Buy Out) 方式を取る場合があります。このような LBO 方式は米国、日本など様々な国で盛んに行われていますが、韓国の司法機関は他の国とは違い LBO に対し厳格な立場を取っており、背任罪など刑事処罰の問題が発生する可能性があるため注意が必要です。現在の判例では、LBO 方式を用いる場合に、対象会社としては買収資金の借入が返済されない場合には担保提供される資産を失うリスクを負うことになるため、買収者がこのようなリスク負担に相応する対価を支払うなどの反対給付を提供する場合に限り許容されるとされています。すなわち、何も対価もなく対象会社の資産を担保として提供した場合には、対象会社としてはこれによりその担保価値に相当する財産上の損害を被ったとされ、背任罪が成立するケースがあります。但し、実際に背任罪が成立するかどうかに関しては類型によって異なり、一律的に判断することはできず、具体的な事実関係によって結論が変わってくるため、LBO 方式を利用しようとする場合には必ず現地の法律専門家のサポートを受ける必要があります。

(6) 株式取得時の税務コスト

日本では、株式を取得する場合に税負担が生じることはありませんが、韓国の場合、法人(有価証券市場上場法人(KOSPI)を除く)の株式を取得して寡占株主になった場合、当該法人が保有している不動産など取得税対象資産を取得したものとみて、当該寡占株主は、いわゆる「みなし取得税」を納付する必要があります。これは、株式取引によって不動産等を迂回取得し取得税を回避することを防止しようという趣旨で、当該法人が不動産を保有しているかどうかとは関係なく賦課されます。その具体的な内容は下記の通りです。

- ✓ 対象資産: 不動産、車両、航空機及び船舶、ゴルフ会員権など
- ✓ 課税標準: 当該資産価額(帳簿価額) × 寡占株主の取得持分率
- ✓ 税率: 2%
- ✓ 申告納付: 寡占株主になった日から 60 日以内に申告、納付

(7) その他申告手続

韓国もまた、他の国と同様、公正取引法に基づく企業結合申告(資産総額または売上高が 2 兆ウォン以上の場合は事前申告対象)や外国

人投資申告などの各種申告手続が必要です。上記手続はかなり簡素化されはしましたが、依然として留意する点があり、特に外国為替管理に対しては厳格であるため注意が必要です。例えば、外国人投資申告は手続自体はそれほど複雑ではありませんが、株式譲渡代金の支払時に、関連申告が外国為替銀行に適切になされていない場合、通常の方法で韓国に売買代金を送金すること自体が不可能になることもあり、仮に相殺等の方法を通じて当事者間で任意に売買代金を処理したとしても、後日、当該持分の売却時に、売却金額を本国に送金するに際し問題が発生する可能性があります。また、居住者と非居住者間で株式に対するコールオプション、プットオプション等のオプション契約を締結する場合、これは韓国銀行に対する事前申告の対象であるため、仮に事前申告しなければ、後日、オプション行使にともなう代金の送金に問題が発生することがあります。従って、投資に伴って発生する申告手続は、現地の法律専門家のサポートを受けることが肝要です。

売却の際においても、株式譲渡益に対する課税、人事労務の面で留意が必要

3. 売却(投資回収)時の留意点

(1) 株式譲渡時の税金関連

韓国法人の株式を譲渡する場合、日韓租税条約による株式譲渡益に対する法人税だけでなく、証券取引税法による証券取引税も課されることに留意が必要です。

まず、株式譲渡益に対する法人税は、日韓租税条約により韓国法人の持分を25%以上保有している日本法人が5%以上の株式を譲渡する場合に限り、(1)株式譲渡金額の11%と(2)譲渡益(譲渡金額から取得価額を差し引いた金額)の22%のうち小さいほうの金額を法人税として納付しなければならず、株式譲受人の源泉徴収によって韓国での申告、納付義務は終了することになります。

証券取引税は、譲渡益の発生や、日本法人の株式保有比率等にかかわらず、株式譲渡金額の0.5%(上場法人株式の場合は0.3%)を納付する必要があり、株式譲渡者が外国法人である場合は、株式譲受人の源泉徴収によって申告、納付義務は終了することになります。

(2) 投資対象会社への持分売却時の譲渡益に対する納税義務

株式の処分にあたり、対象会社に株式を返却する形(自己株式の取得)で売却する場合(例えば、JV方式で投資し、投資回収にあたりJVパートナー等の第三者に株式を売却せずに、当該JV会社に売却する場合)、当該株式譲渡益は株式譲渡所得ではなく配当所得(擬制配当)に分類されるという点に留意が必要です。この場合、日韓租税条約による制限税率が変わってきますが、(1)擬制配当が発生した事業年度の直前事業年度末の6ヶ月前から当該法人が発行した株式の25%以上

を保有していた場合には、配当所得金額(本事例の場合は株式譲渡差益)の5%、それ以外の場合には15%が課税され、株式譲渡人(すなわち当該法人)の源泉徴収によって韓国での申告、納付義務は終了することになります。

(3)労働組合関連

労働組合は、投資回収時にも問題になることがあります。前述した通り、労働組合が売却慰労金及び株式譲渡契約に構造調整(雇用調整)の禁止及び雇用保障を入れることを要求してくる可能性があり、これによって株式売却手続が遅滞したり、売却価格に影響を及ぼすおそれがあります。特に、最近では実際に労働組合の反対によって売却が困難となった事例が発生しているため、売却手続の開始に先立ち労働組合との関係を整理する等、十分な備えをする必要があります。

4. おわりに

韓国はGDP基準(1兆1975億ドル)で世界15位に位置しており、日本ではよく知られているサムスングループ、LGグループ、現代自動車などの電気・電子、自動車のみならず、鉄鋼、造船、通信、金融サービス業など、全ての業種がバランスよく発展してきました。依然として主力産業は日本と重なる部分が多く、全世界で競合する機会が多いですが、反対にこれらの競合企業に直接投資を行ったり資本提携することで得られる利益も相当なものであるため、日本企業の韓国進出は今後も続くと考えられます。本稿が韓国進出検討の一助となれば幸いです。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03-6212-1850 (代表)

E-mail: info@gcafes.com

<http://www.gcafes.com/>

小林 正紀 mkobayashi@gcafes.com

執筆協力: 金 & 張法律事務所

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。